

議 長 日程第5「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、足柄東部清掃組合議会報告を選出議員の井上栄一君より報告願います。

6 番 井 上 足柄東部清掃組合議会報告書。令和3年3月25日、松田町議会議長 飯田一殿。井上栄一、寺嶋正。

令和3年第1回東部清掃組合議会定例会に出席いたしましたので、次のとおり報告いたします。

日時、令和3年3月24日、9時から10時。

場所、大井美化センター会議室。

組合長の行政報告（大井町 小田町長）、予算の提案に伴う予算の概要は、総額3億7,932万3,000円、前年度対比2,362万3,000円増。大井美化センター費委託料として1億638万4,000円、工事請負費4,845万2,000円、中井美化センター費4,116万9,000円、最終処分場費1,145万7,000円。

②議案第1号専決処分の承認、賛成全員でした。足柄東部清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、令和2年11月30日専決処分です。これは12月分のボーナスから職員給与のほうに反映させるために専決処分を行ったということでございます。

③議案第2号足柄東部清掃組合諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴集条例の一部を改正する条例、賛成全員でした。これは上位法の地方税法等の一部改正に伴う改正です。

④議案第3号令和3年度足柄東部清掃組合一般会計予算について、賛成全員でした。内容としては、先ほど組合長の行政報告にありました予算の概要の金額でございます。

⑤議案第4号監査委員の選任について、賛成全員でした。代表監査委員が欠員となったため、中井町の代表監査委員である山口幹雄氏（中井町在住）を選任をいたしました。

資料につきましては事務局にありますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄東部清掃組合議会報告を終わります。

議 長 次に、足柄上衛生組合議会報告を選出議員の中野博君より報告願ひます。

8 番 中 野 それでは報告をさせていただきます。令和3年第1回足上衛生組合議会定例会報告書。足上衛生組合議会議員 中野博。令和3年3月26日。

議案第1号専決処分の承認について(足上衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)。これは人事院勧告に基づくものでございます。全員賛成でした。

議案第2号足上衛生組合の非常勤の委員又は職員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について。このことは介護認定審査会事務が移管されることに伴い、改正されるものです。賛成全員でございます。

議案第3号令和2年度足上衛生組合一般会計補正予算(第2号)について。主なものは、介護認定審査会が南足柄市に事務委託したことによりシステム改修の必要性があり、214万8,000円を増額するものでございます。全員賛成でございます。

議案第4号令和3年度足上衛生組合一般会計予算について。令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億4,464万4,000円と定め、前年度対比9.1%の減となりました。減額の主な理由は、介護認定審査会の分担金、負担金がおのおの9月までの半期分となったためであります。全員賛成でございます。

以上、詳細につきましては事務局に資料がございますので、御高覧いただきたいと思います。以上です。

議 長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

議 長 次に、神奈川県町村議会議長会新人議員研修会報告を出席議員の内田晃君より報告願います。

3 番 内 田 それでは報告させていただきます。神奈川県町村議会議長会新人議員研修会報告書。令和3年5月12日、松田町議会議長 飯田一殿。出席者 内田晃、古谷星工人。

神奈川県町村議会議長会主催の新人議員研修会に上記議員が出席しましたので、その概要について次のとおり報告します。

日時、令和3年5月12日（水曜日）、午後2時から4時。

場所、神奈川県民ホール6階大会議室。

対象者、令和元年5月以降の選挙で新しく議員になられた方。（2）現在1期目の議員（過去に同研修を受講されていない方）。（3）議会事務局職員（令和元年5月以降に新任となられた方）。

4、研修内容。議会運営の基本。

5、講師。神奈川県町村議長会事務局 参事 沼田卓氏。

講演内容。Ⅰ、町村議会実態調査から。県下町村の議員定数、常任委員会設置数、政務活動費交付状況、議会基本条例の設置状況、議会中継状況。

Ⅱ、議員の権限と義務。（1）議会招集権、（2）開議請求権、（3）議案提出権、（4）動議提出権、（5）発言権、（6）表決権、（7）侮辱に対する処分要求権、（8）請願紹介権。

2、議員の主な義務。（1）会議に出席する義務、（2）規律を守る義務、（3）懲罰に服する義務、（4）委員に就任する義務。

裏面お願いします。Ⅲ、議会の権限。議会の権限の分類、（1）議決権。ア、条例制定権。予算議決権。決算の認定。重要な契約の締結。財産の交換、不適正対価による譲渡、貸付等。重要な財産の取得・処分。権利の放棄。重要な公

の施設の条例で定める長期かつ独占的な利用。不服申立て、訴えの提起・和解・あっせん等。損害賠償額の決定。

(2) 選挙権。検査権。監査の請求権。意見書の提出権。調査権。自律権。同意権。承認権。請願・陳情を受理し処理する権限。自主解散権。議員派遣。

IV、会議の諸原則。安定数の原則。2、過半数議決の原則。3、一時不再議の原則。4、会期不継続の原則。

V、本会議運営の基本と運用。1、議員の発言。(1) 発言の自由と責任。(2) 発言の制限。ア、権威確保のための制限。イ、内容による制限。ウ、回数による制限。(3) 発言の種類。ア、質疑。イ、質問。ウ、討論。エ、動議。(4) 発言の取消または訂正。ア、議員の発議によるもの。イ、議長の職権によるもの。

2、除斥。(1) 除斥の対象。(2) 除斥の手続。(3) 除斥と議決の効力。

3、表決(採決)。(1) 表決権者。(2) 表決の方法。ア、起立による表決。イ、投票による表決。ウ、簡易表決。

以上の内容でございました。なお、研修内容の細部につきましては、地方自治法及び議員必携等の条文、解説をもとに行われました。会議の詳細につきましては、当日の資料が議会事務局にございますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。以上です。

議長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で神奈川県町村議会議長会新人議員研修会報告を終わります。